

令和6年度 「皆さまから寄せられたお問い合わせ・ご相談、ご指摘などへの回答要旨」 8.行財政・窓口接遇		
No.	件名・内容	回答
1	上尾市企業版ふるさと納税について (内容) 企業版ふるさと納税の申し込みの手続きを教えてください。	企業版ふるさと納税の流れは、次のとおりです。 (1) 寄附を行いたい個別事業を選択いただき、「寄附申出書」を上尾市へご提出 (2) 上尾市から貴事務所へ、寄附の振込先口座をご案内 (3) 貴事務所から上尾市へ寄附額をお振込み (4) 上尾市から貴事務所へ「受領証」の交付 (5) 上尾市ホームページへの寄附企業を掲載 つきましては、別添「寄附申出書」に必要事項をご記入のうえ、上尾市行政経営課までご提出ください。 (担当) 行政経営課 (電話) 048-775-3963
2	マイナンバーカードについて (内容) マイナンバーカードに登録済のスマホのメールアドレスを変更しようと考えています。マイナンバーカードの変更フォームに従って変更をした場合、年金ネットやe-tax、健康保健などの個人情報にも自動的に変更された情報が反映されるのでしょうか？それとも改めて個別に登録変更が必要なのでしょうか。	マイナンバーカードのメールアドレスはマイナポータルで変更が可能ですが、ねんきんネットやe-tax、健康保険証等の情報には反映されません。なお、メールアドレス等の変更手続きが必要なものについては、市ではわかりかねますので、必要に応じて、以下の連絡先へ問い合わせさせていただきますようお願いいたします。 ・ねんきんネットについて ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号(日本年金機構)0570-058-555(ナビダイヤル)03-6700-1144(一般電話) ・e-taxについて 上尾税務署048-770-1800(代表電話番号) ・健康保険について 勤務先または加入している健康保険組合までお問い合わせください。 (担当) 行政経営課 (電話) 048-775-3963
3	ふるさと納税寄付の返礼品について (内容) ふるさと納税で寄付額が高額となる返礼品について、返礼品付の寄付額を親族合算、年度繰り越し等で増やすことはできますか。	ふるさと納税は、地方税法及び所得税法に基づき、個人の年収に応じて収めていただく税金を控除できる制度であるため、共働き夫婦の世帯収入や親族等合算ができる制度ではありません。それぞれの収入で控除上限額を計算することとされております。また、年収に応じた制度であることから、1月1日から12月31日の1年間にふるさと納税(寄付)いただいた額を踏まえて当該年度の税額控除の対象となるため、年度繰り越しができる制度ではありません。 (担当) 財政課 (電話) 048-775-4247
4	会計年度任用職員について (内容) 上尾市の場合、すべての非常勤職員は会計年度任用職員でしょうか？	本市の非常勤職員は、会計年度任用職員のほか、任期付短時間職員、再任用短時間職員がおります。 (担当) 職員課 (電話) 048-775-5112
5	市LINE公式アカウントの活用について (内容) 市LINE公式アカウントの活用について予算の内訳を教えてください。	システム導入・運用に係る経費の内訳は、システム利用料1,540千円、アカウント追加費用154千円となっております。なお、本金額は予算積算時のものであるため、今後入札の結果などにより金額が変更となる可能性があります。 (担当) IT推進課 (電話) 048-775-5113
6	子育て支援施設について (内容) 市施設(市役所、支援センター、図書館、保健センター等)が遠い場所に住んでいるので、出張所や支援センターを作って欲しい。	お住まい周辺で利用いただける地域子育て支援拠点及びオンライン事業についてご案内します。 (担当) 子育て支援センター (電話) 048-778-2008